

平成 16 年 10 月 5 日（火）

於・郵政公社 2 階共用会議室

食料・農業・農村政策審議会
総合食料分科会食糧部会議事録

目 次

1、開 会	1
1、総合食料局長あいさつ	1
1、議 事	
(1) 「諮問」及び「諮問の説明」	3
(2) 資料説明	4
1、質疑等	15
1、答申のとりまとめ	30
1、閉 会	32

開 会

高本食糧貿易課長 定刻となりましたので、総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、大木委員、生源寺委員、大泉委員、藤尾委員、峰島委員、それから急遽、吉水委員が御都合により御欠席でございます、12名の御出席となっております。審議会令第9条の規定によりまして本部会は成立しております。

それでは、部会長、よろしく願いいたします。

八木部会長 雨天の中、またお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は平成17年産麦の政府買入価格につきまして御審議をお願いしたいと思います。

まず議事の進め方ですが、最初に平成17年産麦の政府買入価格について諮問をいただくとともに、事務局から資料の説明をお願いいたします。その後、質疑等を行い、それが終了した時点で休憩に入り、世話人の方々に起草委員となっただき答申案の作成を行いたいと思います。世話人につきましては、岩田委員、中村委員、山田委員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

答申案の作成が終了した時点で審議を再開し、答申を取りまとめ、16時30分ごろを目途に終了したいと思います。

このような手順でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 それでは、まず村上総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

村上総合食料局長 総合食料局長の村上でございます。食糧部会の開催に当たりまして

一言ごあいさつ申し上げます。

今日は、委員の皆様方には大変御多用の中、また足元が悪い中を御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

麦につきましては、平成 10 年の「新たな麦政策大綱」に基づきまして、品質のよい麦をつくっていくこと、それから民間流通に転換していくということで進めてきたところでございます。その中でほぼ 100% 民間流通に至っているところでございますが、生産量につきましても特に小麦などは生産目標の面積、量をいずれも上回る状況に来ているわけでございます。その反面、品質・生産性向上の面ではまだまだ努力する必要があるというような状況にあるところでございます。そのため、高品質生産への誘導、担い手の確保といったことを進めていく必要があると考えているところでございます。

また、農政全体といたしましては、WTO の話、FTA の動きなども背景としながら、国内の農業の改革、それから農政の見直しということで現在検討を進めているところでございまして、本審議会の企画部会におきまして 8 月に中間論点整理がなされたところでございます。前大臣が諮問をいたしました主要な 3 点を中心に今まで議論をしてきていただいたところでございますが、9 月以降、さらに検討を進めていただいているという状況にあるわけでございます。

麦につきましては、御案内のとおり本年の 5 月から本食糧部会の下に麦政策の検討小委員会を設けさせていただきまして、生産から流通、消費に至るまで突っ込んだ議論をしていただき、8 月 11 日に中間論点整理をしていただいたところでございます。今後、本年 12 月に取りまとめるべく議論を再開していただく予定にしているところでございます。この点につきましては、企画部会における議論とよく連携をとりながら進めていただくよう、我々事務局としても十分な配慮をしながらやっていきたいと思っております。

そういう中で今日は 17 年生麦の政府買入価格につきまして御審議をいただくわけでございます。麦政策検討小委員会の中でも麦作経営安定資金のあり方について議論されているところでございますが、そういう品質の助成という考え方を取り入れた中で政府買入価格について見直しをしているところでございますので、麦作政策全般につきましても忌憚のない御意見をいただくことをお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

八木部会長 どうもありがとうございました。

議 事

(1) 「 諮 問 」 及 び 「 諮 問 の 説 明 」

八木部会長 それでは議事に入りたいと思います。

まず、「諮問」及び「諮問の説明」についてお願いいたします。

高本食糧貿易課長 それでは、資料1、資料2をごらんいただきたいと思います。朗読させていただきます。

諮 問

平成17年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、生産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成16年10月5日

農林水産大臣 島村 宣伸

次に資料2でございます。

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の米価審議会答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に即し、各般の施策を総合的に推進しているところであります。

また、昨年来の答申において、農政をとりまく新たな環境を踏まえて、麦政策の基本的なあり方について早急に検討するようご指摘を頂いており、現在、麦政策検討小委員会において御議論いただいております。その一環として民間流通麦に係る麦作経営安定資金について、平成17年産麦から従来の銘柄区分を廃止し、品質区分に応じた助成措置とすることとしております。

このような中、政府買入価格については、以上のような麦政策の展開方向に即したものとする必要がありますが、今回の麦作経営安定資金の見直しに伴い、政府買入価格についても、「新たな麦政策大綱」が目標とした民間流通化との整合性を確保する必要があります。このため、政府買入価格についても銘柄区分を廃止することとしてはどうかということとであります。

また、その算定については麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いと合致しており、平成 17 年産の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということとであります。

以上のような考え方によった場合の平成 17 年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

(2) 資料説明

八木部会長 続きまして資料の説明を受けたいと思います。「平成 17 年産麦の政府買入価格（諮問）について」、それから「平成 17 年産麦の政府買入価格の算定（案）」、「麦をめぐる事情」について、食糧貿易課長から説明をお願いします。

高本食糧貿易課長 それでは資料 3 をごらんいただきたいと思います。「平成 17 年産麦の政府買入価格（諮問）について」でございます。

政府買入価格につきましては食糧法第 41 条第 2 項の規定で定めるものでございますが、平成 17 年産麦の政府買入価格については以下のとおりでございます。

まず麦でございます。

算定方式です。平成 17 年産小麦の政府買入価格は、従来の主産地方式により算定することとでございます。そこに算定方式が書いてございます。複雑な式ですが、この算定方式につきましては、分子が物価修正をした 13・14・15 年産の生産費の平均値でございます。分母が平準化した 13・14 年産の単収の平均でございます。それに 60 を乗じまして 60 キロ当たりの価格を算出するということとでございます。

具体的に申し上げますと、分子の C でございます。括弧書きのところに書いてあります

が、価格決定の前3年、先ほど申し上げたとおり13・14・15年における各年の主産地の平均作付規模以上の農家の10アール当たりの平均生産費でございます。費用合計については物価修正をしております。

それから、そういう値の平均値を出します。印の2番目、全算入生産費のところをござらんいただきたいと思いますが、そういう計算をいたしますと、結果的に3カ年の平均は10アール当たり5万8164円という数字になるわけでございます。

それから、分母のHでございます。これは同様に価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家の10アール当たりの収量を平準化した収量でございます。それぞれの収量はそこに書いてございますが、平均しますと10アール当たり431キログラムということでございます。なお、平準化したのは、麦については作柄変動が大きいため、平準化して統計的な処理をするということで計算した資料でございます。

2ページにまいります。そういった計算をいたしますと、60キログラム当たり8097円となります。前年は8306円でしたので、対前年209円、2.52%の下げということでございます。

小麦についてはそういうことですが、大麦及びはだか麦につきましては、以上申し上げた小麦の算定結果、具体的には変動率に準拠して算出しております。大麦については前年の価格5961円に97.48%を掛けて5810円、はだか麦については、同様の計算をし、8373円ということでございます。

3番は種類別・等級別価格でございます。17年産麦の政府買入価格につきましては、国内産麦のほぼ100%を占める民間流通麦が、17年産以降、麦の品質改善を推進するために、収穫後の品質評価に基づく助成体系を変更し、その仕組みとの整合性を図るため麦作経営安定資金と同様に銘柄区分を廃止しまして、小麦・大麦・はだか麦それぞれの価格算定の基礎額から、16年産の政府買入価格における銘柄間格差、等級間格差を勘案して、従来の銘柄区分 区分の水準を算出したわけでございます。

具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました小麦の8097円は、前年産の 区分の1等の価格でございます。それが計算いたしますと1等の 区分の価格が7197円ということでございます。 区分と 区分では900円の格差がございますので、今申し上げた8097円から900円を引きまして、7197円ということでございます。それから、1等と2等の格差が1600円ございますので、7197円から1600円を引いて5597円ということ算出をしております。

以上が政府買入価格の算定でございます。

なお、資料4の「平成17年産麦の政府買入価格の算定(案)」にもう少し詳しい数字等が載っておりますが、これは後でござんいただければということで説明を省略させていただきます。

続きまして、資料5をござんいただきたいと思います。「麦をめぐる事情」について御説明をいたします。

1ページは「麦の現状」の中の需要動向でございます。小麦につきましては、幅広い用途で消費されているわけですが、近年はほぼ横ばいで推移しています。このうち、国産の小麦につきましては、下の枠内でございますように日本めんを中心に供給されているという状況でございます。大麦・はだか麦につきましては、飼料用・加工用及び主食用に消費されていますが、需要量そのものは小麦と同様に横ばいで推移しております。国産大麦・はだか麦は、主食用、みそ用、あるいは麦茶用に供給されているということでございます。

次のページは国内生産の動向でございます。生産量そのものは、特に小麦については、下にグラフがございまして、転作麦の増加もあり平成15年産では86万トンということで、基本計画の目標数量を超過している状況でございます。

3ページです。そういう数量が増加しているにもかかわらず、一方で品質・生産性の向上が遅れておまして、基本計画の目標、例えば製めん適性を5%向上するとか生産コストの3割削減といったことについてはまだ遅れている状況ですし、あるいは担い手についても集積が遅れている状況をお示ししてございます。

4ページからは国産麦の民間流通の仕組みでございます。民間流通の麦につきましては、麦が加工用原料であることもございまして、播種前契約が基本でございます。ただ、右下に実例がございまして、今までの調製原料としてだけではなく、例えば国産麦100%を使ったものということで特定の銘柄として注目されるという動きが出ております。こういった動きも踏まえながら、今の播種前契約について少し不循環が出てきていることから、播種前契約以外の多様な取引を望む声が出てきている状況でございます。

5ページをござんいただきたいと思います。麦は作柄が大きく変動しますので、播種前契約の締結に当たりまして実はアローワンスを設定しております。このアローワンスにつきましては、生産量が増えてきている中で実需者の負担感が増しています。これは左の「生産量の増加とアローワンス相当分に係る負担の変化」のところをござんいただきたいと思います。

と思います。こうした状況を踏まえて、播種前契約のルール、あるいは一律的なアローワンスを見直す必要があるということで、これは小委員会の中間論点整理の中でも述べられている点でございます。

6 ページは入札制度あるいは相対取引でございます。全体の約 3 割が入札取引ですが、これにつきましては義務上場とか値幅制限等々がございまして、まだまだ生産者に対する実需者ニーズの伝達が徹底されていない状況にございます。

次の 7 ページは相対取引です。相対取引は、下の仕組みに書いてありますように、入札で取引実績がないと相対取引がなされない、そういう不循環がありますので、この辺についても見直す必要があるということでございます。

8 ページからは政府買入れでございます。政府買入れの規制そのものは最低価格を保証するという意味で導入されているわけですが、「新たな麦政策大綱」においては、民間流通が定着するまでの経過措置として位置づけられているところでございます。最近の政府買入数量を右下の表でごらんいただきたいと思います。16 年産では小麦が 18 トン、大麦が 17 トン、はだか麦が 1 トンで、ほぼ 0.0%でございます。下に注がございまして、17 年産の政府買入数量は現在のところゼロになる見込みでございます。

9 ページは、そういった政府買入れにつきまして、今後、品目横断等々を含めて政府買入れの取り扱いについて整理を図っていく必要があるということで、麦政策検討小委員会の中でもこういう言及がされているところでございます。

10 ページからは助成金でございます。民間流通については、左に生産者手取りを書いています。入札価格のほかに国の助成金であります麦作経営安定資金がございまして、それから実需者負担による契約生産奨励金等々がございまして、大体 1 万円弱の手取りがなされています。そのほか流通コスト助成金が支払われているということでございます。

11 ページは麦作経営安定資金そのものですが、これは平成 12 年産麦から民間流通に移行した際に創設したものです。12 年産の政府買入価格と売渡価格の差額が 12 年産の麦作経営安定資金ですが、それ以降は生産費の変動率によって改定していくというルールで、毎年決定しております。17 年産についてもこのルールに基づいて決定しております。

ただ、12 ページをごらんいただきたいと思います。この麦作経営安定資金につきましては、先ほどもごらんいただきましたように、手取りの 4 分の 3 が麦作経営安定資金ということで収穫後の品質評価が反映されず、銘柄区分が全体の 8 割を占めていることから、品質向上に対するインセンティブがなかなか働かない、その結果、良品質麦生産が遅

れている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、実需者の負担による契約生産奨励金については新しいランク区分に移行するということが既に決まっております。新しいランク区分の概要が右に書いてありますが、たんぱく等4つの項目・基準値で、その3つ以上が達成すればAランク等々、A、B、Cはそういう形で評価される方式が導入されているところでございます。

13 ページです。このような状況を踏まえまして、17年産の麦作経営安定資金については、契約生産奨励金がそういう新しいランク区分に移行することにあわせて、かつ良質麦生産への誘導を行うことから、銘柄区分から品質区分へ変更するということを決めました。具体的に申しますと、「麦作経営安定資金(17年産、1等、60kg当たり)」という図がございますが、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクというふうになります。そして、C-Dの58円、B-Cの150円、A-Bの500円、このように等が品質格差に相当する、そういう品質格差の考え方を入れているところでございます。具体的な単価は、右上に表がございますように、Aの1等が6650円でございます。そのほか、2等は5490円ですが、1等との格差につきましては、1、2等の整粒歩合等の格差を市場の実勢価格で換算いたしまして、1160円となっております。

14 ページは関連対策でございます。麦作経営安定資金を決定した際に関連対策として「品質向上・生産性向上支援等促進対策」を決定してきております。ただ、下の方に図がございますように、麦作経営安定資金の上に基礎的な150円と、17年産の場合は、我々はいわゆる「戻し」という言葉で言っておりますが、17年産の80円と16年産の96円を加えた176円、全部で326円相当が品質向上支援対策ということで、産地の創意工夫によって良質麦生産の取り組みを行う場合に対して産地に一括して助成をするということでございます。16年産は、そういう形で品質向上支援対策を一括助成しております。

17年産についても今申し上げた数字で品質向上支援対策を実施するということですが、それに加えて、右に「17年産の関連対策」とございまして、真ん中に「産地改革支援(計画期間分を一括交付、17億円)」とございます。これにつきましては、いろいろな産地における良品質の麦をつくっていただくことが可能となるような取り組みについて、3年程度の産地改革計画をつくっていただき、それに基づいて生産出荷計画をつくっていただき、担い手づくり、あるいは生産出荷体制を確立する、あるいは赤かび病対策をはじめとする安全・安心の確保、あるいは地産地消といった取り組み、あるいは基幹銘柄対策というのは例えば「農林61号」等を新しい品種に転換していくような取り組みを実施す

ることですが、そういった取り組みについて支援をするということを決定しております。関連措置等はそういうことでいろいろ課題をいただいているところでございます。

15 ページは流通コスト助成金でございます。政府麦から民間流通へ円滑な移行を図るために 12 年産から政府が助成をしてきておりますけれども、民間流通の麦が 100%になっている中で、本来のあり方等々について今後の取り扱いを検討していく必要があると考えております。

16 ページからは技術的な話ですが、まず技術開発でございます。新品種の育成等につきまして、緊急プロジェクトによって 22 品種を開発してきております。特にめん食の改善や早生化を中心に行われてきましたけれども、まだ十分ではないという評価もあります。また、パン用あるいは中華めん用の品種がまだまだ少ない状況でございます。したがって、今後は、めん食の改善、あるいは早生化というのは収穫期を前にずらせることですが、そういったことを進めていくほか、パン用等の品種開発をさらに進めるということでございます。

17 ページは生産対策でございます。これまで生産体制の整備とか、いろいろ取り組んできておりますが、実需者の思いがなかなか伝わっていない、あるいは製めん評点の高い品種への転換が遅れている等のいろいろな問題がございます。そういったことを踏まえて、今後は産地において関係者が一体となった取り組みが必要であるということです。参考までに新品種の作付割合が下の表にございますが、13 年産から 16 年産にかけて伸びてきているということをごらんいただきたいと思います。

次の 18 ページは麦の管理方式でございます。これについては皆様御案内のとおり、麦の管理方式についてはコストプール方式ということで外国産麦から得た輸入差益を国産麦の振興に充てる方式をとっているわけですが、そこに書いてありますように、内外価格差の縮小のため売渡価格の引き下げ圧力が高まっているわけですが、売渡価格を引き上げてこなかったこと、あるいは国産麦が増えてきたことから、麦会計そのものが大幅な赤字を継続しているところでございます。下に麦会計の状況の図がございまして、平成 14 年には内麦振興に 949 億を使い、外麦差益が 539 億ですので、410 億円の赤字という状況になっております。この辺につきまして、健全化という観点から麦の効率的な管理方式の仕組みを検討する必要があるということでございます。政策小委員会の中間論点整理の中でもそういった視点で述べられております。

最後のページは製粉企業の動向でございます。製粉企業自体もコスト削減についてい

いる努力をされてきておりますけれども、体力といいますが、コストダウンという点で足腰の強い業界づくりが求められている状況でございます。稼働率も中小が 47、大手が 87 ということで、他の業界と比べてもまだまだ稼働率が低いという状況をごらんいただきたいと思っております。

以上、かなり早足で御説明いたしましたけれども、麦をめぐる事情については以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

続きまして、参考資料について説明を受けたいと思っております。「国内産麦をめぐる最近の特徴的な動き」について農産振興課長及び流通加工対策室長から、また「最近の対日輸出国における小麦関連情報」について食糧貿易課長から、それぞれ説明をお願いいたします。

小栗農産振興課長 生産局の農産振興課長の小栗でございます。私からは「国内産麦をめぐる最近の特徴的な動き」の資料の 1 ページ目、生産調整における特徴ある麦づくりの取り組み事例を御紹介したいと思います。

米の生産調整におきましては麦が主要な作物ということで取り組まれているわけですが、米政策については 16 年から米政策改革の新たな対策として産地づくり対策という形で取り組まれているわけでございます。その中では従来の一律的な転作から地域で十分御協議いただいた上で特徴的な取り組みに取り組んでいただくことになっておりまして、地域で取り組まれることになっております取り組みのうち、特に麦関係の特徴的な事例を 4 事例御紹介させていただきたいと思っております。

まず左上ですが、食品業界の評価の高い麦の安定供給とともに地元産麦を使用した商品開発でございます。これは埼玉県の実例ですが、地元では小麦「農林 61 号」が実需者から高い評価を受けていることから、これの安定供給をするとともに、商品開発という意味では、JA が中心となってうどんを商品開発し、例えば学校給食等に供給していく、PR 活動にも取り組んでいくということでございます。

右上は担い手生産集団を中心に「さぬきの夢 2000」の作付を大幅拡大した事例でございます。香川県では、この前「プロジェクト X」でも取り上げられましたが、評判がよろしゅうございます県で育成した新品種「さぬきの夢 2000」の作付拡大に特に集中的に取り組んでいきたい、生産面でも生産集団についてはいずれ法人化を目指していきたいという事例でございます。

それから左下ですが、固定団地における転作麦の本作化で、宮城県の事例でございます。

従来、生産調整でありますとブロックローテーションで画一的に取り組まれている事例が多いのですが、この地域においては、ブロックローテーションでは担い手不足で管理も不十分になりがちであることから、むしろ固定団地にいたしまして、作物の組み合わせによって輪作体系を組むことによって安定的な生産あるいは担い手の組織化に取り組んでいくという事例でございます。

また、右下は地力増進作物から大豆、大麦等の土地利用型作物に転換ということで、鳥取県の事例です。従来、なかなか換金作物が取り組まれず、レンゲなどのいわば地力増進作物といった取り組みであったものにつきまして、例えば豆腐用の大豆とか麦茶用の大麦、そういう商品作物に積極的に取り組んでいきたいという事例でございます。

以上、簡単ですが、最近の生産調整における麦づくりの特徴的な事例について御紹介させていただきます。

松尾流通加工対策室長 流通加工対策室長でございます。お手元の資料の2ページ目、3ページ目をごらんいただきたいと思います。「製粉・麦加工食品企業をめぐる最近のトピックス」といたしまして全部で8例ほど御紹介させていただきます。

最初のページは国内産麦を積極的に活用した取組でございます。これは大手企業の方の全国的な市場をねらった取組についてまとめさせていただきました。

まず左上です。「国産小麦を地場で製粉し、広域流通」というタイトルでございます。国産小麦を100%使用し、地場で製粉した地粉（業務用）を本州を主力に販売するということでございます。いわゆる地粉につきましては地場流通が基本ですので、これは実を申しますと北海道産の「ホクシン」でございます。北海道産の「ホクシン」を北海道でひいて、これを本州の方に販売するということでございます。特徴は、ひき方が粒度にこだわった独自の製粉技術を持っているということで、「もちもち感」が出てくるということです。簡単に申しますと、さぬきうどんのようなさっぱりして、かたいめんというよりも、むしろ粘りの強い、しなやかな食感をねらったと聞いております。ゆでめんはもとより、冷凍めん、乾めん、生めん用のオールマイティ粉でございまして、先月の13日から販売が始まっているという取組でございます。

続いて、その下ですが、全国流通をねらった国産初の内麦100%使用食パンの販売でございます。これまでも内麦を100%使用したパンはたくさんございまして、これも後で御紹介申し上げます地場のパン屋さんで販売されていたものですが、国産小麦からひいた小麦粉を100%使用して、技術的には食パンに不向きとされてきたグルテンの少なさ

を独自の製パン技術によって克服してソフトな食パンをつくり、これを沖縄など一部の県を除いて、ほぼ全国を網羅した販売をしているということでございます。6月ぐらいから試験販売を行っておりまして、本格的には9月から日産約8万斤だそうです。

続いて右上に移っていただきたいと思います。国産小麦100%を使用した即席めんということで二つほど御紹介させていただいております。最初の事例は、先ほど「もちもち感」と申しましたけれども、もっちりした食感を強調いたしました讃岐風生タイプカップうどんでございます。あわせて袋入りの即席ラーメンも最近発売しております。先ほどのカップうどんは今年の2月、袋入りの即席ラーメンは8月末から販売しているということです。対抗するもう一つの製めんメーカーからも、もっちりとした食感の細めん、加湿乾燥製法によるノンフライめんを使用した即席メンを販売しているということで、8月17日に発売されております。

その下をごらんいただきたいと思います。フレッシュめんということで、うどんの販売でございます。十分に水を入れて練り上げたということで「本捏ね超熟製法」と言うのですが、その後は加熱殺菌せずに毎朝デリバリーをするといった腰の強いうどんだそうです。バラエティに富んでおりまして、例えば讃岐風うどん、きしめん、稲庭風細うどん、もちもちうどんといった感じで、今年の9月20日から発売されております。このメーカーは業界2位のメーカーだと承知しております。

もう一枚めくっていただきたいと思います。先ほどは全国流通で大手の取り組みを申し上げましたけれども、今度はかねてから取組をしています地産地消について御紹介を申し上げたいと思います。

まず、パンでございます。3例ほどございますが、最初は群馬県の取り組みでございます。群馬県産の「W8号」という小麦粉を使ってパケットタイプのパンを開発し、子会社で売っている。それから、長野県の実組ですが、機械びきというよりも、風味が出やすい石うすでひいたものをパンにして、業務用として提供している。一番下は北海道の実組ですが、これは地場だけではなくて北海道外にも販売しているという取組でございます。

その下は自県産小麦を使用したお菓子の開発・販売でございます。カステラとかりんとうを御紹介しております。先ほどの資料ではグルテンの少なさといったことを申し上げましたけれども、お菓子の世界では国内麦はグルテンの多さが障害になるようでございまして、そのグルテンの多さを独自の製造技術によって克服したということで、埼玉県では優

良な品種と言われております「農林 61 号」を用いて 100%のカステラを製造販売しているということでございます。二つ目の事例は、北海道産小麦を使ってかりんとうを製造していて、種類は 10 種類を超え、年商 1 億円を達成しているとのこと。最後の事例は、先ほど農産振興課長からも御紹介がありました「さぬきの夢 2000」を使ってカステラを製造して、JA を通じてデパートで販売している取り組みが出ているということでございます。

右上ですが、自県産を使った中華めん、うどんです。最初は北海道の事例ですが、地元産の「ハルユタカ」や「ホロシリ」を使ってラーメンを開発して、市内のスーパー等で販売している事例です。二つ目は、同じく香川県ですが、「さぬきの夢 2000」を使った讃岐うどんに全面的に切りかえて、地域ブランドによる地産地消を進めている事例でございます。三つ目は佐賀の JA の事例でございます。地元の製めん企業等と共同してうどん（乾めん）を開発・販売していましたが、ゆでめんも開発・販売をしたということでございます。この JA におきましては、めんに限らず焼酎や醤油などにもよく使っているというところで、愛用運動を推進していらっしゃるということでございます。

最後は学校給食にどのように入っているかといったことを三つほど御紹介しております。まず福岡県で、福岡県産「チクゴイズミ」を 100%使用したナンです。これはインド以西で食べられている半発酵の平焼きのパンですが、そういったものを学校給食で提供しているということで、今年、北九州市で先行導入し、9 月以降は県全域に供給可能な体制となっています。現在、学校給食会を通じて PR 推進運動を進めていらっしゃる、そういった取り組みでございます。二つ目は秋田県ですが、自県で開発した酵母、「白神こだま酵母」と言うそうですけれども、そういったものを使って秋田県産の「ハルイブキ」を 100%使用してロールパンをつくり、これを 14 年度から学校給食に導入しているということで、年間 35 トンほどの使用があるそうです。最後は、岐阜県において自県産の「農林 61 号」を 100%使用したうどんを開発いたしまして、14 年度から学校給食に導入していらっしゃる。

これ以外でもたくさんの事例があると思っておりますけれども、今回は以上のような 8 事例を御紹介させていただきました。以上でございます。

高本食糧貿易課長 続きまして、「最近の対日輸出国における小麦関連情報」というペーパーをごらんいただきたいと思います。

対日輸出につきましては、アメリカ、カナダ、オーストラリアが主要 3 力国でございます。

す。そのうち、カナダとアメリカにつきまして最近の収穫の状況あるいは作付の状況について簡単にまとめたものですので、ごらんいただきたいと思います。

カナダにつきましては、右の方に生産地帯が書いてございますが、そのうちアルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州が麦の生産地でございます。実はカナダにつきましては、8月20日に霜がおりまして、それ以降9月中旬ごろまで雨が降っていた。9月20日ごろから天候が回復しているようですが、9月27日現在の推定によれば、そこにございますように収穫の状況は例年に比べると遅れているとのことでございます。ここで「前5カ年平均（全穀物）」と書いてありますのは、小麦も含めて、例えば菜種、大麦、大豆、そういったものを含めた全平均ですが、そういったものをごらんいただきますと遅れている。ただ、昨日段階の数字を見ますと、春小麦については55ぐらいまで収穫が進んだという情報を得ております。こういう状況ですが、今後、収穫の進捗状況、あるいはこういった品質のものができるのかということについて注視をしていく必要があると考えております。

2枚目は米国ですが、アメリカのうちの春小麦でございます。「米國小麦の生産地及び輸出港」の図が小さく見づらくて恐縮ですが、春小麦はモンタナ州とノース・ダコタ州が主産地で、日本は特にモンタナ州から入れております。ハードレッドスプリングといいまして、「カナダ」という小さい文字の下の方に「HRS」と書いてありますが、モンタナ州が生産地帯でございます。その横がノース・ダコタ州でございます。収穫は、そこに書いてありますように、ほぼ終わりつつあるということございまして、今週の数字を見ても、モンタナ州は95まで、ノース・ダコタ州は91まで終わっているという状況でございます。

それから、冬小麦でございます。今の時期に植えて来年の5月から7月にかけて収穫するものですが、ネブラスカ州の下に「HRW」と書いてありますが、モンタナ州、ネブラスカ州、コロラド州、その3州が日本向けハードレッドウインターの生産地でございます。これにつきましても大体順調に作付が進んでいるということでございます。

アメリカの地図で左上の方に小さい字で「ワシントン」と書いてありますが、そこがワシントン州でございます。それからモンタナ州の下がアイダホ州でございます。この辺が「W」と書いてありますが、ウエスタンホワイトと言いまして、菓子用等に用いられる小麦を日本が輸入しておりますが、ワシントン州、アイダホ州につきましてもおおむね前5年の平均値に準じた形で進んでいるという状況でございます。

御参考までにそういう情報を御説明させていただきました。

八木部会長 ありがとうございます。

なお、御案内のとおり、麦政策の見直しにつきましては、当食糧部に麦政策検討小委員会を設けまして、加倉井座長のもと、8月11日に中間論点整理が行われたところであり、これにつきましてもお手元に資料がございますが、時間の関係もございますので、後ほどごらんいただくよう、お願いいたします。

なお、麦政策小委員会では10月7日から議論を再開し、12月に取りまとめが行われる予定となっております。

質 疑 等

八木部会長 それでは、質疑、意見開陳に移りたいと思います。なお、時間の問題もございますので、御質問等の際に、適宜、諮問に対する意見も表明していただければと思います。

それでは、どなたでも結構ですので、御発言いただきたいと思います。

山田委員、どうぞ。

山田委員 質問です。答えていただければありがたいと思います。

この資料にもありますように、政府買入れが見込みでは16年産で0.0%以下になるということですが、政府買入れそのものは実態上そんなに問題にならないということは状況として私も十分承知しております。そんな中での政府買入価格の決定でありますから、極めて形式的な決定というふうには受け取られかねないし、多分もう既に受け取っているのかもしれないと思います。そういう中ではあります、何点か質問をしておきたいので、お願いします。

1点目は、従来の算定方式との整合性はきちんととれているのでしょうかということで、これは先ほど説明があって、当然とれているというお話かと思えます。

第2点目は、生産費を賄えるものになっているのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

第3点目は、経営安定資金に品質価格差を導入したわけであり、そうしたこともあって、従来は1等2区分を基本にしていたわけですが、今回はそうではなくて、名実ともに政府買入価格が一本化されて、それが品質区分導入に際しての分類といえますか、

区分と申しますか　そういうものがあるのかないのか、もうなくなったのかもかもしれませんが、なぜ　区分を基本にしなければならないのかということです。御案内のとおり、単純に比較しても前年に比べて相当低い価格の設定になるわけでありまして、どんな心配が生ずるからこのようにされているのかということをもう少し聞かせてもらいたいと思います。

4点目は、お願いでもありますけれども、こうなると、流通上、例えば中ぐらゐの品質の麦であって、しかしいろいろな事情で民間流通になり切らなかった、引き取ってもらえなかったというような事態が生じた場合は、ともかく非常に低い価格の政府買入れということになってしまうのかどうか。

全体を通じて申し上げたいのですが、政府買入れが 0.0%以下になる事態は、今まで民間で受け入れる努力を相当やってもらっているということだと思いますし、また、程度の問題はありますが、生産サイドも流通サイドも受け入れてもらえるようなさまざまな努力をしておられるのだらうと思います。そんな中で政府買入れが形式化しているわけですが、まさか政府買入れを名実ともに形骸化することではないのでしょうかね。そういうことで価格設定をされたわけではないのでしょうかねと思いますし、さらに、こういう価格設定をした以上、あとは全部民間で引き取っていただけますよと。それしか方法がありません、こんな価格設定しかしていません、というわけでもないのでしょうかね。ということがあるものですから申し上げたわけで、聞かせていただければありがたいと思います。

八木部会長　高橋部長、どうぞ。

高橋食糧部長　今の山田委員の御質問ですけれども、まず政府買入価格と麦作経営安定資金との関係につきまして、もう一度復習してみたいと思います。

資料5、「麦をめぐる事情」の 11 ページをお開きいただきたいと思います。麦作経営安定資金を 12 年産から導入いたしました。政府買入れから民間流通への移行ということで、政府買入れから麦作経営安定資金に移行させたわけがありますけれども、そのときの基本的な考え方は、それまでの政府買入価格をベースにいたしまして、実際は入札で現物取引がなされるわけでございます。これはさまざまな値段がつくわけですけれども、現物取引の値段にこの資金制度を付加いたしまして政府買入価格とほぼ同様の水準にする。基本的には、政府買入価格の方があまりに高いと、いかに麦作経営安定資金と言って民間流通と言いましても、なかなかそこが進まないこともございますので、基本的には入札価格と経営安定資金よりも下と申しますか、政府買入価格、同水準以下ということでスタート

したわけでありませう。

そこで今回この麦作経営安定資金について見直しが行われたわけでございます。見直しの中身につきましては同じ資料の 12 ページで先ほど課長が御説明したわけですが、従来の麦作経営安定資金は、基本的には出回り量、生産数量に応じて第 1 銘柄、第 2 銘柄、第 3 銘柄、第 4 銘柄という形で区分をしてきたわけだ。いわゆる銘柄区分を行ってきた。例えば北海道産の何々であれば 1 銘柄、あるいは群馬県の何とかであれば 2 銘柄、そういう形で事前に麦作経営安定資金の値段を決めていたわけですが、先ほど申し上げましたように今後は品質の評価に応じた価格決定が重要であることと、それから既に民間の実需者と生産者との間で決定しておりました契約生産奨励金制度が品質の区分に応じて値段が変わるような助成体系に変わったということがございましたので、今回、国が助成しております麦作経営安定資金にも導入するというので、13 ページの新しい麦作経営安定資金の見直しという形に直したわけだ。ここで A・B・C・D のランクがございますけれども、これは前のページの民間の契約生産奨励金の評価と同じ品質によりまして評価を行う。品質の高いものは例えば A ランク 1 等であれば 6650 円、品質が非常に劣るものについては 5942 円という形で麦作経営安定資金の見直しをしたわけだ。

そのような麦作経営安定資金の見直し、いわゆる銘柄区分をやめまして、すべての銘柄の麦について一定の品質による評価を行うことにしたわけだ。すべての麦を一律に対象とした安定資金制度の創設を行ったわけだ。それではこの関係で政府買入れをどのように見直すかということが一つの大きな議論になるわけだ。政府買入れについても、同じように品質区分で全部評価してやるような形も考えられるわけだ。けれども、これは例えば農協単位のロットで評価をするようなことになってまいります。また、先ほど山田委員からもございましたけれども、現に 17 年産については今の契約状況では政府買入れがゼロになる。今までは 99.99% ということで一部残っていたわけだ。けれども、そういう地域もすべて政府買入れがなくなる今の契約状況でございます。そういたしますと、今申し上げたような区分の実態、あるいは農協単位で品質評価をするといっても、実行上、できないということがあるわけだ。

そういたしますと、民間麦の価格と政府買入れ麦の価格水準については、基本的な考え方として、まず一本の政府買入れ価格にそろえていくことが必要ではないかということになるわけだ。どういうことかと申しますと、品質区分で 4 つの区分にしたわけだ。けれども、D の中の一部は非常に品質が悪くて、これは早晩御退場いただいて新たな品種

に変えていただかなければならないようなものもありますので、その辺はちょっと置きまして、今栽培されております大多数の麦は通常であれば今度の新しい区分のCの品質はクリアできるような形になるだろう。そういった意味で基本的な部分のCというのが出発点になるわけでありませう。

そうしますと、今回、銘柄によっては上がったたり下がったりするものもありますが、ほとんど横ばいになるものが多いのではないかと思いますけれども、従来 銘柄のような品種がCの区分になったときに、政府買入価格と入札価格と麦経資金とを足し上げた価格との間で逆転現象が起こるといいですか、入札価格に麦経資金を足したのよりも政府買入価格の方が高いことになりますと非常に大きな問題になるだろうということでありませう。

従来の銘柄区分で1等でございますと8900円程度、2等が8300円程度、3等が8000円程度、4等になりますと7400円程度になるわけですが、これらの水準と今申し上げたような大多数の麦がクリアできる水準との市場の価格プラス助成金、麦経資金との間で逆転を起こしますと、これが政府の方に入ってくる可能性が非常にある。当初の麦大綱の目指した民間流通化という観点からも問題ではないかということだろうと思います。3区分にいたしましても同じような事態が生じることがございますので、基本的に従来の4区分をベースに今回一本化をさせていただいたわけでありませう。

そういたしますと、先ほど山田委員からありましたけれども、生産費との関係はどうなるのかというようなお話になるかと思います。古い話で恐縮ですが、今の生産費の主産地変動方式という算定方式が導入されたのが63年でございます。当時の米価審議会、この審議会の前身ですが、そのときの小委員会の場におきまして、この算定方式の変更について御議論いただきまして、それについての御報告をいただいております。

その際の63年5月の報告におきましては、当時も当然ながら無制限買入れであったわけですが、無制限買入れのもとでの考え方は最低価格を保証するという形になるだろう。麦の価格は市場価格の一番下支えになるので最低価格を保証する。これは間接統制の本来趣旨でございますので、そういうことになるだろう。その際、この最低価格をどのように見るかということにつきましては、さまざまな議論があったわけですが、基本的には生産原価を示す一次生産費に基づく価格がこれと合致するという一つの考え方の整理がされているわけでありませう。

このような考え方のもと、今回の政府買入価格7197円という価格を見てまいりますと、これは15年の全国平均、これは主産地の平均ではなくて、それも高い水準になるわけで

すけれども、全国平均の麦の生産費が 6703 円になっております。これを十分カバーし得る水準ということでございまして、先ほど申し上げたような麦の麦経資金の品質評価区分に伴う変更にあわせて、麦経資金と政府買入価格との整合性をとる。そして、その際に必要最小限の最低価格の分についても、今申し上げたような考え方にのっとりまして生産費水準というものを確保したということで整理をしたわけでございます。

それから、最後に山田委員の方から御懸念がございました。今までも努力したけれども、これで名実ともに形骸化するのではないかとか、あるいはできない麦についてという御懸念があったわけでございます。ここ数年の間に 60 万程度のものが 80 万トンという形で、民間・生産者双方の御努力をいただきまして、先ほども説明がありましたような国産小麦の需要拡大の取り組みも含めて御努力いただいているところでございますので、委員が御懸念のようなことであったものではないということと、算定方式は、先ほども申し上げましたように、きちりと従来どおりの形でさせていただいたということをあわせて御報告させていただきたいと思っております。

八木部会長 よろしいでしょうか。

山田委員 わかりました。

最後にも触れていただきましたが、いずれにしろ適切に民間流通なら民間に流通することが必要でありまして、我々生産団体・生産者も当然努力するわけでありますが、最後は行き場のない麦が出て、そして政府買入れに行こうにも 7100 円でございますといったようなことにならないよう、しっかりと手だてを講じてもらいたいと思っております。

八木部会長 ほかに御意見はございますか。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 山田委員の意見に少し関連するかもしれませんが、私も生産者として、麦について民間流通に移行することについては別に反対しているわけでもないし、そういう方向に行かざるを得ないと思っておりますので、今回、政府買入価格が下がることも、今の経済状況等いろいろなことを踏まえて、やむを得ないと思っております。ただ、今後どんどん民間流通に全量移行していくわけでありまして、使う側にとって、より使い勝手がよく、品質のよいもの、そして価格も大変重要なことでもありますので、そういう麦を我々がつからないと買ってもらえないということになります。

日本全国、北海道から九州・沖縄まで麦をつくっているのでしょうけれども、地域によって気象条件や土壌条件、土の状態、さまざまなところがございます。節目節目に政府に

はいろいろな対策を講じていただいておりますが、例えば北陸や東北で安定的に民間の需要者の皆さんが喜んで使ってもらえるような品種が今までどれだけいただけたでしょうか。我々も我々なりに努力はしているのですが、いかんせん、努力を越えた、どうしてもできないものがあるわけでありまして。加えて、この三十数年間、生産調整をやってきました、土は著しく変化しております。そういうことも踏まえて、我々の力が及ばない品種改良を中心にした技術対策も含めた国の試験研究も、日本は特に主穀作の部分で遅れている。米の品種改良や技術革新は世界でトップクラスだと思いますが、麦、大豆、飼料、地力増強作物も含めて、そういう研究は非常に遅れていると思っております。ですから、そういうことをこの国が責任を持って支援するといえますか、研究資金を投入していただきたい。これから水田にいろいろな畑作物を植えていかにざるを得ないということになりますと、その研究を基本とした麦政策をきちんと組んでいただきたいということでもあります。

八木部会長 ほかにいかがでしょうか。

立花委員、どうぞ。

立花委員 3点ばかり理解できない点がありますので、御質問です。

一つは、18 ページの「麦の管理方式」の上の四角で囲ったところに「売渡価格を引き上げてこなかったことや」とありまして、暗にそこが問題だという感じに受け取れるのですが、見方を変えて、買入価格を下げたこなかったということは一体どこへ行ってしまったのかという点です。これは中間取りまとめの表現だと言われればそれまでなのですが、見方を変えると、買入価格を下げたこなかったから麦食管の赤字の問題があるわけで、単に売渡価格を引き上げてこなかったということではないだろうということがあります。もう少し中立的な表現があればと思っております。

二つ目は、15 ページの「流通コスト助成金」のところですか。財政の面からもコストの助成の合理化ということは私もわかるのですが、流通コスト助成を下げるのが結果的に末端の消費者価格の引き上げにつながったのでは単につけを消費者にまわしただけです。むしろ競争力は下がるわけですか。したがって、政府の流通コスト助成の引き下げが末端の消費者が入手する価格にどう影響するのかという点について、どう見ておられるのか。全体の価格引き下げという見地から、ちょっとわからないので教えてもらいたいということです。

三つ目は、私も今の奥村さんの問題提起と全く同感ですが、現場の農家から言わせれば、アジア・モンスーンの中で、秋にまいた種ができるだけ梅雨にかからないで収穫できる麦

の品種開発が現場では渴望されているわけです。この部会等で見られる資料等を見ると1週間あるいは10日前後縮まって来たということで、これはこれで評価するのですが、それにしても現場の農業者の方々の切実な声といいますか、よく自給率という話になるとときには麦を一体どう考えるかという点が大きなファクターになるわけです。そうすると、奥村さんが言ったように、畑の方の基盤整備と相まって、イノベーションの方の品種改良が食料安全保障の上からも非常に大事な課題だろうと思っていますので、奥村さんの意見を私もぜひセカンドしたいと思っています。

それに関連して、大麦については餌として非常に注目すべき点があるだろうと思うのですが、それにしても単収が非常に低いんです。この辺、飼料用として大麦の単収向上へのイノベーションを含めた取り組みは一体どうなっているのか、その辺について教えていただければと思っています。

以上、資料に関連して3点ばかり御質問を申し上げました。

八木部会長 それでは、地域研究課長、品質改良、そして地力維持なども奥村委員から質問が出ておりますので、お願いします。

月山地域研究課長 技術会議の地域研究課長・月山です。先ほど麦の品種開発についてお話がありました。麦につきましては特に日本めん用を中心に品種開発をやっているところですが、目標といたしましては、実需者のニーズにこたえる製めん適性に優れた高品質の品種に加えまして、収穫期の降雨による品質低下を避けるための早生化、あるいは穂発芽耐性、赤かび病耐性、こういったところを目標にやっているわけでございまして、標準品種といわれる「農林61号」よりも2~4日程度早く収穫ができて、食感・食味にも優れております「あやひかり」とか「ふくさやか」といった新品種も生まれておりまして、徐々に入ってきております。ただ、めんの食感についてはかなり向上しているわけですが、ASWと比較すると、めんの色の改善がまだ不十分なところが残っております。また、早生化につきましても、2日ないし4日ぐらい早くなっておりますけれども、目標といたします収穫期の雨に当たらないという面からしますと、まだ努力が足りないところがございます。

いずれにしてもこういった問題はなかなか一遍にはいかないところがございますので、まだ不十分という御指摘もあろうかと思っておりますけれども、品種開発については一生懸命やっておりますので、引き続き努力をしていきたいと思っております。

八木部会長 18ページの大麦の単収が低いという質問についてはいかがですか。

高橋食糧部長 大麦の試験研究の細かい話は専門の方から説明させますが、立花委員が言われておりますように、餌用に穀物を日本で栽培することにつきましては、これは畜産部局の飼料関係の対策の問題もあるのですけれども、絶対的な価格差水準というものがあろうかと思えます。「麦をめぐる事情」の1ページに麦の現状を書いています、この中で大麦、はだか麦の需要がございますけれども、この中の飼料用120万トンは圧倒的に外国からの輸入ということになるわけがございます。一部、災害を受けてどうしようもない、主食に使用できないようなものが餌に回ることは国産でもあり得ますけれども、基本的にはそういう形で、大麦を国内で主要用途にしているのはやはり主食が中心という形になるかと思えます。トウモロコシも含めて飼料政策として利用をどうしていくかということについては、私もこの場でどうのこうのと言えないのですけれども、そういう問題があるということをお話しさせていただきたいと思えます。

八木部会長 大麦について資料等がございましたら、後でまた委員の方にお渡し願いたいと思えます。

それから、18ページの買入価格の問題と流通コストの点について貿易課長からお願いします。

高本食糧貿易課長 18ページの「麦の管理方式」のところ、特に2番目のポツについての御質問だと思います。ここで話ししているのは、立花委員は買入価格を下げたこなかったということもお話しされましたけれども、麦作経営安定資金は創設以来これまで大体引き下げてきております。ただ、生産量が増えてきたので、引き下げてきたのだけれども、コストプール上の国内振興費が増えてきたということでございます。

それから、売渡価格を引き上げてこなかったということについては、上に書いてありますように基本はコストプールでございます。いわゆる輸入差益を生産振興に充てる。それが、下の図にございますように、AとBをコストプールという基本を貫けば、売渡価格を国産の振興費と均衡するまで上げるべきではないかという意味で、「引き上げてこなかった」という表現にしたところでございます。

それから、15ページの流通コスト助成金ですが、これは麦作経営安定資金と同じ予算でございます。ただ、これから年末にかけてまたいろいろ折衝で決めていかなければいけないことですが、流通コスト助成金そのものにつきましては、本来、民間の取引をする場合には、それぞれの当事者が負担をするのが建前ではないかということ。ただ、そうはいいながら、それぞれの産地の実態を踏まえて検討していくというふうにそこに書いてござ

いますが、流通コスト助成金が下がれば全体としての麦作経営安定資金そのものが少なくなる、そうすると、コストプールの計算上、それが売渡価格の下げ要因にはなり得る。それが末端にどこまでの度合があるかはわかりませんが、可能性としてそういう道筋が描けるのではないかというふうに考えております。

小栗農産振興課長 大麦の関係ですが、単収がどうかという点について諸外国の数字と比べますと、大ざっぱに言って日本では単収が 350 キロぐらいであるのに対して、これは小麦と同様の傾向ですが、オーストラリア等は 180 キロぐらい、カナダとアメリカは 300 キロ前後ということで、そういった地域よりは単収は高いのですが、西ヨーロッパのフランスやイギリスあたりは 600 キロぐらいということで、これも小麦と同様に西ヨーロッパに比べると大分低いということでございます。

小麦の場合、いろいろ調べた状況で言いますと、西ヨーロッパの場合は麦の生育期間が非常に長い。気象的に安定しておりまして、冬場も生育する。夏もそれほど高温ではございませんので、登熟が安定して進む。日本は、麦については冬作物ということで、米と麦を合わせれば 1 トンというような事例もあるわけですが、ヨーロッパでは麦だけで 1 年のうち大半の期間生育するというので、大麦についても日本とはかなり格差のある単収ということになっているわけでございます。

また、日本の場合、大麦は主に食料用ということで品質面の改良を重点にしておりますので、飼料用向けの超多収をねらいとした品種改良という意味では確かにあまり取り組まれていない、遅れているという面があるかと思っております。

八木部会長 岩田委員、どうぞ。

岩田委員 一つ質問です。18 ページの内外麦収支の差が今後問題になっていくとすると、麦作経営安定資金等の見直しも進まなければいけないと思うのです。そのときに農家の方が再生産可能な収入を得るためには、やはり取引価格を上げていく必要があるのだろう。

先ほどいろいろ新しい品種が生まれて、もちもち感があって人気があるようなものも出ているというお話がありましたが、今現在、中を見させていただきますと取引価格が平均して入札価格で 2191 円であり、12 ページでは 1996 円から 3079 円までと、かなり幅がある取引がされているようですが、例えば今回新しく 4 ランクにした中で、今現在は一体どのあたりなのか。かなり高品質でピークの 3000 幾らぐらいで取引される麦がどのぐらいあるのかどうか、どこかに出ていれば教えていただきたいんです。品質の今の分布状況み

たいなことですが。

八木部会長 推定ということになるかもしれませんが、貿易課長、どうですか。

高本食糧貿易課長 今の 2191 円というのはまさに今年の入札価格でございます。これは実はまだ植えていない播種前契約のときの価格でございます。ただ、入札結果を見ますと、一番高いのが北海道の春小麦で「春よ恋」で、これがトン当たり 5 万 5000 円ですから、60 キロに換算すると 3300 円ぐらいという価格です。ただ、これは春小麦ということもございまして数量が少なく、入札にかかっているのはわずか 1000 トン弱でございます。

ただ、委員がおっしゃった良品質の麦の分布については、今は手元にはございませんので、また改めて資料をお渡ししたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

八木部会長 岩田委員、よろしいでしょうか。

岩田委員 お願いします。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 私が賛成か反対かということの対象は、「買入価格（諮問）について」の価格水準のところ、対前年 97.48%で 2.52%下がるということと、その結果、種別・等級別価格はこういことになりますということで、従来とはちょっと変えて、銘柄区分の水準で算出した価格がこれですということについて賛成かどうかということになるわけですね。

八木部会長 諮問に関してはそうです。

中村委員 そういことですね。

八木部会長 ただ、それだけではなくて、幅広くいろいろと麦政策に関して御意見をいただければと思います。

中村委員 従来とは違った諮問の内容になっていますので我々はなかなか紙背を徹することがなかなかできないのですが、私は従来からこういことにすべきだと思っていましたので、この諮問については賛成したいと思っております。

ただ、食糧部会の目的自体が政府の買入・売渡価格を決める、答申するということですから、しょうがないと言えましょうがないのですが、99.999%から 100%、とにかく民間流通になっていて、政府買入数量は 1 トンか 3 トンしかありませんと。そういうものを一生懸命にやって、麦経資金の方は付属資料の方に説明として出ている。目的がそうでないから仕方がないにしても、これは全然おかしいんですよ。麦経資金について今度の 17 年産から考え方がこういふうに変えるということ、これは大きな変わり方だと思っておりますの

で、本当は、ランク区分でとか何とかということは前にも御報告をいただいておりますけれども、そういう意味では、山田委員のおっしゃるとおり、形式的と言うと言葉が過ぎますけれども、どうもという感じがします。

今回、種類別・等級別価格が4ランクで決められるということは、民間流通から好き好んで政府の方に売ろうという人はあまり出てこないだろうと思うのです。必然的に民間流通の世界で小麦生産者が生きていかざるを得ないということを経済関係で言えばそうなるだろうと思っているんです。そこで山田委員から、それが順調に推移していくように行政においてもしっかり指導をしてほしいという趣旨のお話があったかと思いますが、我々もそのことについては別に異論はないんです。異論はないのですが、仮に将来、民間流通があまりうまくいかないことが生じた場合に、それはみんな製粉会社のせいだと思われるようなことにならないように、我々もしたいと思っておりますが、量的な問題、生産性向上の問題、質的な問題、それらすべて生産者側と我々実需者、あるいは最終的には国民的な観点から、お互いに協議をして相談をして、日本の小麦関連産業が育っていくように努力していかなければいけないだろうと思っておりますので、それらを含めて今回の諮問については賛成をしたいと思っております。

以上です。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 まず基本的な流れで、今回のものは出来がいいだろうと私は思います。方向性はいい。ただ問題は、これをどの程度のスピードで次の時代に持っていくかということが一つ課題になるかなと思います。

その一つは、この制度がいつまでやられていくのだろうか。例えば商品によっては海外価格差がありまして、粉ですと輸入はできませんけれども、スパゲティやうどん等、製品化したものについてはどんどん入ってくる。そのときに価格差が出てくる。そうすると、今後どんどんグローバル化していく中で一体どこまで日本が耐えられるのか。例えば輸入麦価にどれだけ税金をつけていけるのかという問題があって、お金があるとかないという議論とは別個にこの問題は多分出てくるだろうと思っております。

そうすると、外との関係を含めて日本の中でのやり方論とすれば、もう少しスピードを上げるとか、やり方を変えるようなことをやらないと、最後には日本の麦が全く通用しなくなってしまう。幾つかよい麦ができて、熊本あたりでも相当いい原料でそうめんをつくったり、うどんをつくったり、試作品も届いています。それなりにいいものはあります。

でも、よいものが売れるのは一般消費者の中のある一部でして、大衆の方はそんなに……。今日はサンプルとして4つも5つもいいものがありましたということで出ましたが、逆に言えば、こんなに高い商品を消費者が食べているというデータはここには一つも載っていないわけです。農水省というならば、消費者にもっと軸を置いたといえますか、問題点はそこも含めて挙げていただいた中で……。

歴史があるわけですから、いろいろなことをやっていくことはいいと思いますけれども、この辺の情報の出し方と今後の対策についてはぜひ考えていただかないと、この問題は相当大きな問題になるのではないかと。米があり、麦があり、大豆があり、トウモロコシがありとなりますと、大量生産・消費についての価格差は特に大きいわけですから、この辺についてはぜひ議論をする必要があろうかと思えます。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 私はいつも単純なことしか伺わないのですが、単純なことを伺います。

「麦をめぐる事情」の2ページに「基本計画の目標数量を超過している状況」と書いてありますが、「目標数量」の意味は目標だろうと普通の感覚では思うのですが、それを超過すれば幾ら超過してもいいという意味なのでしょうか。足りないときは問題でしょうが、超過するのも問題だと私は経済の立場から考えるのですが、「基本計画の目標数量」という意味は80万トン以上を達成すれば幾ら多くてもいいという意味なのか、この辺がわからないので、教えてください。

もう一つは、15ページに流通コスト助成金というのがあります。こういうものは一般国民には非常にわかりにくいものなのですが、これはだれがもらうのだということで見ますと、生産者がもらい、検査機関がもらい、JAさんがもらうというふうに書いてあります。これはどの程度がそこへ行くのでしょうか。例えば、奥村さんがいらっしゃいますが、生産者は幾らもらっているのでしょうか。それは本人は自覚していらっしゃるのでしょうか。例えば奥村さんは幾らもらっているのでしょうか。その辺がどうもあいまいで、よくわからないので、この辺も教えてください。

3番目にまとめとして言えば、政府買入れがほとんどないのに政府買入価格を一生懸命考えるのは、国民の立場からすると、これはあまり言ったことがないのですが、本当に言えば、みんな笑い出します。ナンセンスだと言います。そういう感覚をお持ちでないのでしょうか。その辺もぜひお考えいただきたい。これは全体の話ですので答えは要りませんが、お考えいただきたいと思っております。

八木部会長 高橋部長、お願いします。

高橋食糧部長 加倉井委員の1点目の御指摘の2ページの問題であります。これは御承知のとおり食料・農業・農村基本計画で生産努力目標として掲げられました。麦に限らず、米から始まりまして、さまざまな品目について生産努力目標を立てる。それから、片一方で消費の目標値を立てる。結論として何に使っているかといいますと、いわゆる食料自給率問題の中でこの数値が基本的には議論されているわけでありまして。

そして、実は22年目標値につきましては別途企画部会の方で新しくどうするかという検討が始まっているわけでありましてけれども、私どもが超過しているという認識を申し上げましたのは、基本計画の策定のときに80万トンの数値を想定しているわけですがけれども、そのときに3ページの部分を御議論いただきたかったわけでありまして。品目別の数字自体、そもそもの説き起こしが自給率から出発して戻ったという一番言い当てて妙かもしれませんけれども、そういう中でありますので、生産と消費のそれぞれの目標を立てていこうと。自給率ですから分母・分子との関係になりますので、それぞれが一定の目標を立てていく。従来のトレンドだけではこうなってしまうといったことも含めてお示した上で、この45%なり、それぞれの品目別の数値を示させていただいたわけです。

そのときに麦の生産として何が問題なのか。確かに国産の生産量を上げることは自給率向上の基本的な道筋になるわけですがけれども、その際に麦の問題点は何かということがその基本計画の中で出ておりまして、3ページの枠囲みで書いてある3点が課題なわけがございます。つまり、実需者ニーズの的確な把握、要は実需者の需要に即した生産でなければならぬ。求められるものをつくっていかねばいけません。特に麦ですので、大麦等で口に直接入るものもありますけれども、基本的には加工原材料でありますので、そういった実需者の製粉企業等の求めに応じたものがしっかりできなければいけません。特にここは外麦というような大きなボリュームゾーンも片一方にあるわけですので、その辺との問題や、先ほどございましたASWとの日本めんととの比較もあります。そういった観点から内麦としてきちりとやっていかねばいけません。

それを端的にあらわしたのが品質の向上で、小麦において製めん適性を5%程度向上、これをしっかりやっていかねばいけません。

それから、同じく実需者にとりまして、さまざまな議論の中でそれなりの価格で提供していく必要があるだろう。そのためには、麦についての生産構造が非常に脆弱であるということがあります。その後、いろいろな取り組みをして麦作集団等で取りまとめた

ということもあるわけですが、この二つの意味で、生産コストの問題あるいはロットの集約化といったことを含めて3割程度のコスト低減、これを達成することによって100点満点の計画達成になるのだろう。

現状は、確かに量的には進んできておりますけれども、3ページの課題が出ていないという意味を若干込めた形での表現ぶりになっているということでもあります。

それから、政府買入れの問題につきましては、12年産から麦経の導入に伴って政府買入数量が非常に少なくなってきた。17年産では今のところゼロでございます。これまでコンマ幾つのオーダーであったものも、今の時点では、ないという形になるわけです。そういうことで進めてきたことがございますので、皆様方には恐縮な部分もあるわけですが、麦大綱をつくった際に、麦大綱の中で、今後は民間流通化にしていきたいと思います。ただし政府買入れについてはその間の経過措置という形で一つの位置づけをやっております。今回、小委員会の場でもこのところをどうするかという御議論をいただいているわけございまして、当然のことながら小委員会の中で経過措置についてのありようをどう考えるのかということの中で、政府買入れについても、まるっきり検討しないということではなく、真正面から取り上げさせている課題の一つであるということ御了承いただきたいと思います。

高本食糧貿易課長 15ページの流通コスト助成金ですが、例えば生産者には「袋詰め（包装代）等」と書いてございます。これは品代といいますが、それを差し引く形で実際に生産者にまで行っていないものでございます。

ただ、実額そのものにつきましては、そこに単価がございまして、今はバラ流通が中心ですが、例えば取扱手数料が500円、検査手数料が47円、金利・保管料が336円ということで、合わせれば大体100キロ当たり1000円弱が行っているというふうに御理解いただければと思います。

八木部会長 加倉井委員の最後の御質問は、なぜ食糧部会を開いたのかということで部会長にも質問されたような気がしますけれども、8ページ、9ページにも書いてありますように、麦政策大綱、食糧法が現在生きているわけですので、定着するまでの経過措置ということで開かせていただいたところです。

それから、9ページの最後にありますが、経営安定対策への移行時に抜本的な見直しをする必要があるのではないかとというふうに私自身は考えておりますが、これについても麦政策検討小委員会でもまた御議論いただければと思います。

加倉井委員 流通コスト助成は、差し引きしてお払いして結構なんですよ。ただ、それを農家の方がわかる形で、ちゃんと意識しているかどうかが大事なんです。紙でも何でもいいですから、こうやると、こうなって、こういうお金が入っていますよということになって差し引きするのなら、いいんです。黙って差し引きするのだったら、それはおかしいというふうに申し上げたいと思います。

それから基本計画の目標数量ですけれども、私が質問した意味はこういうことです。その部分だけを達成するためなら、極端にここへお金をつぎ込めば必ず達成できるんです。しかし、それはおかしいのではないかとということです。だって、そうでしょう。政治家がここへうんと金をつぎ込んだら、ここだけは達成するけれども、全体のバランスとか、農家はどうやったら育つかとか、そんな全体を考えたらおかしくなってしまうから、目標数量は多ければいいということですか、そうではないのではないのでしょうかというふうな言い方をしたんです。部長がおっしゃいましたが、そこに書いてある意味はわかります。わかりますけれども、私の質問はそういうことも含めているのだということコメントしておきます。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 最初に結論から申し上げますけれども、本日、諮問に対して出されている御提案については基本的に賛成をしたいと思います。

たしか1年ほど前にも同じようにこの場で議論があって、その際はかなりいろいろ意見が出たことを記憶しておりますけれども、昨年と今年で何が違うかと言えば、御説明は特段ありませんでしたが、麦政策小委員会が開催されていて、そこで中間論点整理が出されているということです。一方でそういった議論を本格的に進めているという前提がある以上、先ほど来どれほどの意味があるのかというような御意見が出されておりますけれども、今回の諮問については基本的にこれでよいのではないかとということで、賛成をすることでございます。

特に麦政策小委員会の中身については、本日は直接的に議論するものではないと思いますが、カラー刷りの資料の下を見ますと、「担い手の育成・確保による需要に応じた良品質麦の生産の実現」を含めて、各論も含めてきちんと論点を挙げて、踏み込んで議論をいただき、今後の麦のあり方について新しい一歩を踏み出すということでの取り組みを進められているというふうに感じております。そういった意味で、小委員会の委員の方々には大変御苦労だと思いますけれども、消費者の立場からも期待を寄せていますので、

ぜひ前向きな中身にしていただきたいと思います。

消費者にとっての願いは、品質の高い安全な農産物がリーズナブルな価格で購入できることにあると思っています。麦に関して言いますと、品質の向上、生産性の向上、それから消費者とのつながりによる需要拡大といったことをトータルで進めていく。その前提となるいろいろな仕組みについていろいろな形で見直しをしていく。そこでは、過去のいろいろな経過もあると思いますけれども、実態から乖離をしたり意味が非常に薄れていることについては大胆に見直す方向でぜひ進めていただけたらと思っています。

そういった取り組みを本格的に進められているという前提で、今回の答申については賛成いたしたいと思います。以上です。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、質問・意見もほぼ出尽くしたということにさせていただきたいと思いますので、このあたりで休憩といたします。

世話人の方々には、答申案の作成に入りますので、議場を出て右手にございます起草委員会会場へお集まりいただくよう、お願いいたします。

なお、本日の起草委員長につきましては竹内委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、よろしく願いいたします。

また、審議の再開はおおむね 30 分後の 4 時 20 分ごろを目途としたいと思いますが、答申案の作成状況を踏まえ、改めて事務局の方から御案内させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは休憩に入ります。

〔暫時休憩〕

答申のとりまとめ

八木部会長 それでは、審議を再開したいと思います。

休憩の間に世話人の方々にお集まりいただき作成しました答申案を、起草委員長の竹内委員から御報告をお願いいたします。

竹内委員 それでは読み上げさせていただきます。この答申は、本当は「(案)」と入

っていないければいけないのですが。

答 申

平成 17 年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成 17 年産麦の政府買入価格については、諮問案どおり決定されたい。
なお、品質並びに生産性の向上等、麦改革の一層の前進に努力されたい。

平成 16 年 10 月 5 日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会会長 八木 宏典

八木部会長 ありがとうございます。

ただいま報告されました答申案でございますが、この案のとおりに決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決定いたします。

なお、この答申につきましては本来大臣にお渡しすることとしておりますが、本日は国会等々で時間がとれないようでございますので、ここで代理として総合食料局長にお渡しをすることにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは答申させていただきます。

答 申

平成 17 年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成 17 年産麦の政府買入価格については、諮問案どおり決定されたい。
なお、品質並びに生産性の向上等、麦改革の一層の前進に努力されたい。

平成 16 年 10 月 5 日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会会長 八木 宏典

〔答申書手交〕

八木部会長 それでは、以上をもちまして食糧部会を終了いたしたいと思います。

山田委員、最後に一言あるそうです。どうぞ。

山田委員 大したことを言うつもりはないのです。

政府買入価格も、総合食料局長にお渡ししただけでも大変意味あることですが、政府買入価格の持っている意味がだんだん比重が低下することも寂しいです。いずれにしても大臣に対する注文がありますから、部会長、機会を見て大臣にお会いいただいて、局長の方はまたその機会をつくっていただいて、しっかりとお伝えいただくようお願いしたいと思います。

私からは以上です。ぜひお願いします。

八木部会長 承知しました。私の方も大臣にお会いした折に申し上げたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。これで閉会したいと思います。

閉 会